

青森県報

第二千九百五十号

平成二十年
六月二十五日
(水曜日)

訓 令

青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉政策課の項中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一
告示		
廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境政策課)	三
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉政策課)	三
生活保護法による医療機関の指定	(同)	四
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による施術者の指定	(同)	四
青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の開催の前日までに納付する場合の使用料の徴収事務の委託	(教育庁文化財保護課)	五
出先機関		
青森県営農大学の学生募集	(営農大学校)	五
正 誤		
平成十九年七月四日定例規則中	(こどもみらい課)	七
平成十七年六月八日定例告示中	(道路課)	七

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に関する次のこと。		
イ 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(以下この号において「例による生活保護法」という。)第四十五条第一項の規定による事業の停止及び施設の廃止の命令に関する	イ 例による生活保護法第二十三条第一項の規定による事務の監査に関すること。	イ 例による生活保護法第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による申請による支援給付の開始及び変更に関すること。
ロ 例による生活保護法第二十六条の規定による支援給付の停止及び廃止の決定並びに通知に関すること。	ロ 例による生活保護法第二十五条第	

ること。
 口 例による生活保
 護法第四十五条第
 二項の規定による
 事業の停止の命令
 及び認可の取消し
 に関すること。

ハ 例による生活保
 護法第二十八条第
 四項の規定による
 支援給付の開始及
 び変更の申請の却
 下並びに支援給付
 の変更、停止及び
 廃止に関すること。
 ニ 例による生活保
 護法第四十一条第
 二項の規定による
 保護施設の設置の
 認可及び同条第五
 項の規定による名
 称等の変更の認可
 に関すること。
 ホ 例による生活保
 護法第四十二条の
 規定による保護施
 設の休止及び廃止
 の時期の認可に関
 すること。
 ヘ 例による生活保
 護法第四十六条第
 三項の規定による
 管理規程の変更の
 命令に関すること。
 ト 例による生活保
 護法第四十八条第
 三項の規定による
 指導の制限及び禁
 止に関すること。
 チ 例による生活保
 護法第五十三条第
 一項（例による生
 活保護法第五十四
 条の二第四項及び

一項及び第二項の
 規定による職権に
 よる支援給付の開
 始及び変更に関す
 ること。
 ハ 例による生活保
 護法第二十七条第
 一項の規定による
 指導及び指示に関
 すること。
 ニ 例による生活保
 護法第二十八条第
 一項の規定による
 検診の命令に関す
 ること。
 ホ 例による生活保
 護法第三十条第一
 項ただし書の規定
 による施設への入
 所及び入所の委託
 並びに私人の家庭
 への養護の委託に
 関すること。
 ヘ 例による生活保
 護法第三十一条第
 一項の規定による
 生活支援給付に関
 すること。
 ト 例による生活保
 護法第三十三条第
 一項の規定による
 住宅支援給付に関
 すること。
 チ 例による生活保
 護法第三十四条第
 一項の規定による
 医療支援給付に関

第五十五条におい
 て準用する場合を
 含む。）の規定に
 よる額の決定に関
 すること。
 リ 例による生活保
 護法第五十三条第
 四項（例による生
 活保護法第五十四
 条の二第四項及び
 第五十五条におい
 て準用する場合を
 含む。）の規定に
 よる支払に関する
 事務の委託に関す
 ること。
 又 例による生活保
 護法第五十三条第
 四項（例による生
 活保護法第五十四
 条の二第四項及び
 第五十五条におい
 て準用する場合を
 含む。）の規定に
 よる委託契約に基
 づく費用の概算交
 付に係る支出負担
 行為に関すること。
 ル 例による生活保
 護法第六十二条第
 三項の規定による
 支援給付の変更、
 停止及び廃止に関
 すること。

すること。
 リ 例による生活保
 護法第三十四条の
 二第一項の規定に
 よる介護支援給付
 に関すること。
 又 例による生活保
 護法第三十五条第
 一項の規定による
 出産支援給付に関
 すること。
 ル 例による生活保
 護法第三十六条第
 一項の規定による
 生業支援給付に関
 すること。
 ヲ 例による生活保
 護法第三十七条第
 一項の規定による
 葬祭支援給付に関
 すること。
 ワ 例による生活保
 護法第四十九条の
 規定による医療機
 関の指定に関する
 こと。
 カ 例による生活保
 護法第五十四条の
 二第一項の規定に
 よる介護機関の指
 定に関すること。
 ヨ 例による生活保
 護法第五十五条に
 おいて準用する例
 による生活保護法
 第四十九条の規定
 による助産機関等

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

- タ 例による生活保護法第六十三条の規定による返還すべき額の決定に関すること。
- ト 例による生活保護法第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- ツ 例による生活保護法第七十七条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収及び同条第二項の規定による徴収すべき額の決定の申立てに関すること。
- チ 例による生活保護法第七十八条の規定による費用の徴収に関すること。
- テ 例による生活保護法第八十条の規定による前渡した保護金品の返還の免除に関すること。
- ト 例による生活保護法第八十一条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

告 示

青森県告示第四百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
弘前市埋立処分場第一次施設跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二	弘前市大字十腰内字猿沢二三九七の一の一部

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
グリーン調剤薬局 国民健康保険佐井診療所	五所川原市字一ツ谷五四九の一五 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目 三九の一	平成二〇・三・三 "

こまつや薬局 常世外科胃腸科	下北郡大間町大字大間字大間平二 の一四六 八戸市小中野八丁目八の三三	二〇・四・三 二〇・五・三
-------------------	------------------------------------------	------------------

青森県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
グリーン調剤薬局 国民健康保険佐井歯科 診療所 藤崎町立藤崎診療所 こまつや薬局	五所川原市宇一ツ谷五四九の一五 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川三 九の一 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一 一五七 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の 一五七 十和田市西十二番町一の一七 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一 の一 十和田市西十二番町一〇の二二	平成二〇・四・一 " " 二〇・四・二四 二〇・五・一 二〇・六・一 二〇・六・二

青森県告示第五百一號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	アルト調剤薬局	五所川原市大字湊字千鳥二 四番地三の三	平成二〇・五・一
変更後	薬局マーチ		

青森県告示第五百二號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	事業所	事業所	変更年月日	
		名称			
変更前	医療法人 社会豊仁	主たる事務所の 所在地	医療法人社 団豊仁会コ シヨンス テ	八戸市石堂一 丁目四の一	平成 二〇・五・一
変更後	医療法人 社会豊仁	八戸市石堂一 丁目四の一	八戸市石堂一 丁目四の一	八戸市石堂一 丁目四の一	

青森県告示第五百三號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
桑野 康宏	三沢市上久保三丁目三二の三九四四	あおぞらはり灸マツサージ院野辺地分院	上北郡野辺地町字船橋三の四	平成 二〇・四・一五
松尾 圭哉	むつ市金曲三丁目四の二七	円融堂治療院	むつ市金曲三丁目四の二七	二〇・四・二三

青森県告示第五百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、株式会社サークルKサンクスに対し、平成二十年六月二十五日から同年七月二十五日までの間における青森県立郷土館特別展「団塊世代の青春時代」よみがえる昭和四十年代」の観覧に係る使用料のうち同展の初日以前に納付する場合は使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

青森県営農大 学校告示第二号

平成二十一年度青森県営農大 学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大 学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十年六月二十五日

青森県営農大 学校長 岩 橋 博 幸

一 修業年限

二年

二 募集人員

課 程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

三 受験資格等

- 1 推薦選考は、次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者
 - (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を平成二十一年三月までに卒業する見込みの者
 - (二) 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者
 - (三) 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強く健康な者
- 2 一般及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者
 - (一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成二十一年三月に卒業する見込みの者
 - (二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると青森県営農大 学校長が認める者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成二十一年十二月四日 (木) 午前十一時	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大 学校	小論文、面接、調査書等の関係書類
一般募集 試験	平成二十一年二月四日 (水) 午前九時十分	"	筆記試験「現代文、 数学、生物、小 論文」、面接

試験等	試験	二次募集 分	平成二十一年二月二十 六日(木) 午前九時十 分	"	"
	推薦選考	提出書類	一 入校願書(第一号様式 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写 真貼付) 三 志願者調査書 四 出身学校長の推薦書 (第二号様式)	受付期間	提出先
試験等	一般募集 試験	提出書類	一 入校願書(第一号様式 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写 真貼付) 三 平成二十年三月に高等 学校又は中等教育学校を 卒業した者及び平成二十 一年三月に卒業する見込 みの者にあつては、志願 者調査書 四 前項に規定する以外の 者にあつては、次に掲げ る書類 イ 最終出身学校の卒業 証明書又は卒業見込証 明書 ロ 最終出身学校の成績	受付期間	提出先
			平成二十一年一 月五日(月)か ら同月二十三日 (金)まで	"	青森県営農大 学 校 上北郡七戸町字大沢 四八の八 (〒〇三九 二五九 八)

五 受験手続

試験	二次募集	証明書 八 健康診断書	平成二十一年二 月十三日(金) から同月二十日 (金)まで	"
----	------	----------------	----------------------------------------	---

六 合格者の発表
1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成二十一年十二月十二日(金)
一般募集試験	平成二十一年二月十二日(木)
二次募集試験	平成二十一年三月六日(金)

- 2 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。
- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
 - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
 - (三) 開示場所は、青森県営農大大学校会議室とする。
- 七 授業料等(改訂された場合は、改訂後の金額を適用する。)
- 1 入校検定料 二千二百円
 - 2 入校料 五千六百五十円
 - 3 授業料 年額 十一万八千八百円
 - 4 諸経費 年額 六十五万円
- 八 その他
この募集について不明な点がある時は、青森県営農大大学校教務課(電話〇一七六六二二二)に問い合わせること。

正 誤

平成 ^{一七} _{二四} 年 ^六 _八 月 ^二 _七 号	発行年月日
告示	区分
第五〇二号	番号
六	ページ
上	段
表中	行
八七五・〇〇メートル	誤
八七〇・〇〇メートル	正

道 路 課

平成 ^{一七} _{二四} 年 ^六 _八 月 ^二 _七 号	発行年月日
規則	区分
第七三三号	番号
一	ページ
下	段
後ろから 六	行
当該障害児施設医療負担上限月額をいう。	誤
当該障害児施設医療負担上限額()をいう。	正

こどもみらい課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭